



平成 23 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 日本システム技術株式会社
代 表 者 の 代表取締役社長
役 職 氏 名 執行役員 平林 武昭
(コード番号 4 3 2 3 東証第二部)
常務取締役執行役員
問い合わせ先 経営企画室長 丸山 眞道
(T E L 0 6 - 4 5 6 0 - 1 0 0 0)

第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 及びファシリティ契約に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 23 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及びファシリティ契約締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 23 年 4 月 12 日
(2) 発行新株予約権数	10,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 101 円（総額 1,010,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 431 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	582,010,000 円（差引手取概算額） (注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 592 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日（以下「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の取引日をいいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）
(9)	その他	当社は、日興コーディアル証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、本新株予約権を第三者に譲渡することができない旨が定められています。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。ただし、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成されており、顧客の個別ニーズに合わせたオーダーメイド方式によるソフトウェアの受託開発等を行うソフトウェア事業、主として教育機関向けの業務パッケージの開発・販売等を行うパッケージ事業並びにハードウェア、ソフトウェアの販売等を行うシステム販売事業の3事業を営んでおります。

わが国の経済情勢は、エコカー補助金等の政策効果の一巡と新興国向け輸出の伸び悩みから、平成22年12月の日銀短観における企業景況感が7四半期ぶりに悪化する等、景気が踊り場に入ったとの見方が広がっております。

また、当社グループが属する情報サービス産業につきましては、最新の統計（経済産業省の特定サービス産業動態統計12月確報）において、平成22年8月によりやく下げ止まった売上高の前年同月比が、同9月以降再びマイナスに転じており、こちらも先行き不透明な状況と認識しております。

このような状況の下、当社グループとしましては、今年度の業績計画を確実に達成した上で、次年度以降の再成長を実現するために、新規ビジネスの創成並びに既存ビジネスのさらなる強化に取り組んでおります。

まず、ソフトウェア事業におきましては、新ビジネスの研究開発投資をより強力に推進し、新たな収益の柱を築くことに引き続き注力してまいります。また、次年度以降の業績の再拡大を確実なものとするべく、さらなる受注の取り込み並びに最大収益を追求するための組織の再編成を実行いたします。

次に、パッケージ事業につきましては、東京、大阪の各拠点別事業組織において、引き続き販売力、開発力及び製品力のさらなる強化を図り、文教市場における圧倒的ブランドを目指してまいります。

最後に、システム販売事業につきましては、回復の兆しが見える文教系及び公共系大型SI案件の商談を確実に受注に結び付け、業績の反転に繋げる所存です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今般の資金調達は、これらの取り組みを推進するための研究開発投資資金を確保するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ自己資本の更なる充実を実現することを目的としております。また、日興コーディアル証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、市場動向等を勘案しつつ適時売却していく方針であることから、当社普通株式の流動性供給及び株主分布状況の改善に寄与することができると考えております。

具体的な今般の資金調達方法を選択した理由につきましては、後記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」、具体的な資金使途につきましては、同「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

当社グループは、今般の資金調達の達成により将来的に企業価値の向上がなされることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が日興コーディアル証券に対し、行使期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別添の新株予約権発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当の方法によって割当て、日興コーディアル証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は日興コーディアル証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結する予定です。

【ファシリティ契約の内容】

ファシリティ契約とは、当社と日興コーディアル証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、日興コーディアル証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

- ① 日興コーディアル証券は、平成23年4月13日から平成26年1月9日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに同意します。
- ② 当社は、ファシリティ特約期間において、随時、何回でも、日興コーディアル証券に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」といいます。）及び行使要請期間中に日興コーディアル証券に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」といいます。）を定めることができます。
- ③ 当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、日興コーディアル証券に対して通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ④ 当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ⑤ 当社が行使要請通知を行った場合、日興コーディアル証券は、行使要請通知に定める行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、日興コーディアル証券は、本新株予約権を行使する義務は負いません。
- ⑥ 1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、一定の限度があり、20取引日以上期間です。
- ⑦ 1回の行使要請通知に定める行使要請通知個数は、一定の限度があり、100個以上、5,000個以内の範囲です。
- ⑧ 当社は、日興コーディアル証券に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間が4取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ⑨ VWAPの90%に相当する金額（以下「本VWAP値」といいます。）が900円（最近3年間の株価推移を勘案して決定しました。）を超える場合には、その超過した日の翌取引日から、本VWAP値が900円以下となる日までの期間は、ファシリティ契約に基づく日興コーディアル証券に対する制約は解除され、日興コーディアル証券は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。但し、その超過した日が行使要請期間中である場合には、行使要請期間の終了日までの期間は上記制約は解除されません。
- ⑩ 約3年間の行使期間のうち最後の3ヶ月間は、自由行使期間となり、日興コーディアル証券は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。ただし、自由行使期間のうち最初の1ヶ月間は、本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です（なお、当社は、取締役会の決議を経た上で、いつでも本新株予約権を取得・消却することができます。）。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、将来の企業成長の機会を逃すことなく、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の自己資本の増強に貢献する資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の検討にあたっては、社債や借入等のデット性資金の調達、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしましたが、自己資本の増強に貢献する資金調達を行うことに重点を置いていること、並びに今後の中長期成長戦略の一環として研究開発投資を積極推進する計画であることから、比較的長期間にわたり継続的に発生する資金需要を適時充足できるエクイティ性資金の調達が最適であると考えました。そのような状況の中、当社の主幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解の深い日興コーディアル証券より、第三者割当による新株予約権の発行及びファシリティ契約のご提案をいただきました。

ファシリティ契約とは、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社と日興コーディアル証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、日興コーディアル証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

う最大限努力すること等を規定するものです。ファシリティ契約上、日興コーディアル証券は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及びファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができる調達手段であると考えられ、さらに、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮したものであると考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する本資金調達方法の特徴を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法の特徴】

- ① ファシリティ特約期間においては、(i) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であること、(ii) 本 VWAP 値が 900 円を超える場合を除き、当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、日興コーディアル証券は本新株予約権を行使できないこと。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式の数は 1,000,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数が限定されていること（平成 22 年 9 月 30 日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は 21.10%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮していること。
- ③ 本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能であること。
- ④ 本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落による当社普通株式 1 株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能であること。
- ⑤ 当社は、日興コーディアル証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、日興コーディアル証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権 1 個当たり 101 円の支払を完了した日又は平成 26 年 4 月 11 日のいずれか先に到来する日までの間、日興コーディアル証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。）の発行又は処分（但し、当社、子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないことに合意する予定であること。
- ⑥ 日興コーディアル証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこと。
- ⑦ 当社は、日興コーディアル証券との間で、本新株予約権の取得について、以下の(ア)～(エ)の合意をする予定であること。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 101 円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 101 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得すること。
- (ウ) 当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が 269 円を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たり 101 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得・消却すること。
- (エ) 日興コーディアル証券は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が当該時点で有効な下限行使価額を下回った場合には、いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌営業日から起算して 11 営業日目の日において、本新株予約権 1 個あたり 101 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得・消却すること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、(i) 短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に 1 株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられること、(ii) 当社の資金需要の特性に鑑みると、適時適切な機動性の確保の観点から適当ではないと考えられること。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼすと考えられること。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）は、MSCB の割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、既存の株式 1 株当たりの価値に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられること。
- ④ ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、資金調達のタイミングをコントロールすることができず、機動性、及び希薄化の観点から適当ではないと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	593,010 千円
新株予約権の払込金額の総額	1,010 千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	592,000 千円
・ 発行諸費用	11,000 千円
・ 差引手取概算額	582,010 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。ただし、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①診療報酬明細書の自動点検システム「JMICS」 （ジェイミクス/JAST Medical Insurance Checking Systemの略）及び関連サービスに係る研究開発資金	250	平成23年4月～ 平成25年4月
②戦略的大学経営システム「GAKUEN」シリーズ の新製品並びに関連サービスの開発に係る研究開発資金	100	平成23年4月～ 平成25年4月
③金融・公共系分野を中心とした新規ビジネス創成に向けた研究開発資金	232	平成23年4月～ 平成26年4月
合 計	582	

(注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて別途保管する予定です。

2 差引手取概算額が上記合計額582百万円を下回った場合、上表記載の順序に従い資金を充当する予定です。

3 なお、上記合計額582百万円と差引手取概算額の差額については、随時手元資金や銀行借入等に対応する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、今回調達する資金は、当社の業容の拡大及び収益性の向上に寄与するものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を101円としました。なお、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資の発行事例におけるスプレッド水準）を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについてのTMI総合法律事務所の助言を参考にしつつ、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、行使価額は当初、平成23年3月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

これらの結果、当社監査役全員から、本新株予約権の払込金額が割当先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、当社の議決権総数47,387個（平成22年9月30日現在）に対して最大21.10%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、最大増加株式数（1,000,000株）は、当社普通株式の過去3年間の月間平均出来高（約40,000株）及び、割当先による市場売却が可能な株式数を原則として前10営業日の日次平均出来高の25%以下とする規則（日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第11条第3項）を勘案した計算結果としての権利行使・売却が可能な株数（約360,000株）を上回っております。しかしながら、本新株予約権の権利行使・売却により当社普通株式の流動性供給を図るものであること、本新株予約権の行使期間を3年としていること、当社の主幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、同種のファイナンスにおける実績、新株予約権の行使執行能力、市場での株式売却執行能力、マーケットの洞察力等を総合的に勘案し割当先として選択した日興コーディアル証券との間で、当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するファシリティ契約を締結する予定であること、並びに当該資金調達による研究開発投資の成果としての新製品の発表並びに新たな事業の創成が、今後の業績拡大により株式市場における当社グループのプレゼンス向上をもたらすことによって、更なる行使機会の拡大に繋がる可能性を見込んでいることから、発行数量の規模は合理的であると考えております。

また、①本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	日興コーディアル証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 英二		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等		
(5) 資 本 金	100億円		
(6) 設 立 年 月 日	平成21年6月15日		
(7) 発 行 済 株 式 数	200,000株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	6,917名		
(10) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 100%		
(11) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(平成22年12月末現在)			
(12) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
決 算 期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純 資 産	420,600	393,392	416,377
総 資 産	1,523,908	1,466,956	6,853,539
売 上 高	222,810	164,135	190,558
営 業 利 益	50,945	19,685	44,472
経 常 利 益	51,182	22,158	45,312
当 期 純 利 益	23,890	△3,626	58,318

(注) 日興コーディアル証券は、平成21年6月15日、「日興コーディアル証券分割準備株式会社」として設立され、平成21年10月1日付で、旧日興コーディアル証券株式会社の全ての事業(た

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

だし一部資産・債務を除く。)及び日興シティグループ証券株式会社(現シティグループ証券株式会社)の国内株式・債券引受業務を含む一部事業を会社分割により承継し、同日付けで、社名を「日興コーディアル証券株式会社」に変更しております。上記の経営成績及び財政状態は、平成20年3月期及び平成21年3月期については、旧日興コーディアル証券株式会社の数値であり、平成22年3月期については、旧日興コーディアル証券株式会社(平成21年4月1日～平成21年9月30日)、日興コーディアル証券(平成21年6月15日～平成22年3月31日:平成21年10月1日より営業開始)の合算の数値です。

なお、日興コーディアル証券株式会社は、平成23年4月1日付で、「SMB C日興証券株式会社」に商号変更する予定です。

(2) 割当先を選定した理由

割当先は、当社の主幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、また、同種のファイナンスにおける実績、新株予約権の行使執行能力、市場での株式売却執行能力、マーケットの洞察力等を総合的に勘案した上で、同社への割当を決定いたしました。

なお、第三者割当による本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて行われるものです。

(3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

日興コーディアル証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、日興コーディアル証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針です。

本新株予約権の目的株式数は、本新株予約権の払込時点における当社上場株式数の10%を上回るものですが、当社と日興コーディアル証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

当社は日興コーディアル証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、日興コーディアル証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり101円の支払を完了した日又は平成26年4月11日のいずれか先に到来する日までの間、日興コーディアル証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。)の発行又は処分(但し、当社、子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、株式分割、新株予約権若しくは取

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の直近の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、日興コーディアル証券との間で、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、日興コーディアル証券と株式会社ジャストの間で株券貸借取引契約の締結を行う可能性がありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 22 年 9 月 30 日現在）	
株式会社ジャスト	25.43%
日本システム技術従業員持株会	12.32%
平林 卓	4.45%
平林 武昭	4.39%
竹田 和平	3.33%
平林 真実	2.97%
平林 参知代	1.67%
木村 美保	1.48%
永緑 忠夫	1.16%
丸山 眞道	1.08%

(注1) 上記のほか、発行済株式総数に対する自己株式の比率は 7.13%であります。

(注2) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

9. 今後の見通し

平成 23 年 2 月 9 日付「平成 23 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」にて公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震については、平成 23 年 3 月 16 日付「東北地方太平洋沖地震の影響に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、現時点において、当社の業績に重大な影響を及ぼす事象は発生しておりません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	10,705	10,449	9,322
連結営業利益 又は営業損失（△）	931	806	457
連結経常利益 又は経常損失（△）	946	853	497
連結当期純利益 又は当期純損失（△）	427	448	301
1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（△）（円）	84.79	91.87	63.43
1株当たり配当金（円）	25.00	25.00	25.00
1株当たり連結純資産（円）	782.63	849.19	889.99

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年3月23日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	5,103,230株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	5,103,230株	100%
当初の行使価額（592円）における潜在株式数の総数	1,000,000株	19.60%

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

下限値の行使価額における 潜在株式数の総数	1,000,000株	19.60%
上限値の行使価額における 潜在株式数の総数	—	—

(注1) 本新株予約権につき、上限値の行使価額は設定されておりません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	785円	815円	576円
高 値	980円	845円	864円
安 値	765円	437円	530円
終 値	816円	579円	633円

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	565円	545円	571円	630円	628円	605円
高 値	587円	588円	640円	634円	628円	606円
安 値	555円	545円	566円	606円	595円	464円
終 値	565円	571円	634円	618円	605円	538円

(注1) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(注2) 平成23年3月の株価については、平成23年3月22日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成23年3月22日現在
始 値	535円
高 値	538円
安 値	525円
終 値	538円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

日本システム技術株式会社
第1回新株予約権（行使価額修正条項付）
発行要項

1. 本新株予約権の名称 日本システム技術株式会社第1回新株予約権（行使価額修正条項付）
（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,010,000 円
3. 申込期間 平成 23 年 4 月 12 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 4 月 12 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、日興コーディアル証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 1,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行後、第 11 項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 10,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 101 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 1.01 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初金 592 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

整されることがある。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）の前取引日（但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前の VWAP のある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の VWAP の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切捨てる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金 431 円（以下「下限行使価額」という。但し、第 11 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（な

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

お、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）

調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、発行会社はその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
また、本項第(2)号④の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。但し、下限行使価額及び第14項第(3)号に定める全部取得価額については、常にかかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額及び全部取得価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額（下限行使価額及び全部取得価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成23年4月13日から平成26年4月11日（但し、第14項各号又は第15項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金101円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金101円にて、残存す

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が金 269 円（以下「全部取得価額」という。但し、全部取得価額は第 11 項による調整を受ける。）を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たり金 101 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記 20 連続取引日の間に第 11 項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該 20 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

15. 本新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合には、いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌営業日から起算して 11 営業日目の日において、本新株予約権 1 個あたり金 101 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記 20 連続取引日の間に第 11 項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該 20 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第 18 項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 18 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 堂島支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することが

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

できない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

21. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定し、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資の発行事例におけるスプレッド水準）を想定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金101円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、平成23年3月22日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。

23. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。